

## 徳島県がん検診受診促進事業所登録制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「徳島県がん検診促進事業所」（以下「促進事業所」という。）の登録制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 徳島県（以下「県」という。）において死亡原因の「第1位」となっている「がん」について、県と様々な業種の企業等が連携し、官民一体となってがん検診受診率向上のための啓発を行うことにより、「がん検診受診」を促進し、がんの早期発見・早期治療につなげることにより、県民の健康増進を図ることを目的とする。

### (事業の実施)

第3条 県は、「徳島県がん対策推進計画」に基づき、前条の目的を達成するために、県とともにがん検診に係る啓発活動に取り組む企業等を募集し、「徳島県がん検診受診促進事業所」として登録するものとする。

### (対象)

第4条 県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有し、がん検診に係る啓発活動に意欲を有する企業等（以下「事業所」という。）を対象とする。

### (申請・登録)

第5条 登録を受けようとする事業所は、「徳島県がん検診受診促進事業所」登録申請書（様式第1号）を県へ提出するものとする。

2 県は、前号の登録申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、適切と認めたときは「徳島県がん検診受診促進事業所」として登録し、登録証（様式第2号）を交付するものとする。

3 県は、登録証を交付したときは、ホームページに促進事業所として掲載するものとする。

### (実施内容)

第6条 促進事業所は、県と連携し、従業員並びに関係者等のがん検診受診促進の啓発や職場におけるがん患者の理解等の促進に努めるものとする。

### (登録の有効期限)

第7条 登録の有効期限は、別に県から期間終了の通知がない限り、登録日から当該年度の末日までとし、県又は促進事業所からの申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

### (変更の届出)

第8条 促進事業所は、登録内容に変更があった場合は、「徳島県がん検診受診促進事業

所」登録事項変更届（様式第3号）により、県へ届け出るものとする。

（登録の辞退）

第9条 促進事業所は、登録を辞退する場合は、「徳島県がん検診受診促進事業所」辞退届（様式第4号）により、県へ届け出るものとする。

（登録証の再交付）

第10条 促進事業所は、破損、紛失等の理由により登録証の再交付の申請をするときは、「徳島県がん検診受診促進事業所」登録証再交付申請書（様式第5号）により、県へ届け出るものとする。

（登録の取消し）

第11条 県は、促進事業所として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

（疑義等の決定）

第12条 この要領に定めのない事項は、徳島県保健福祉部健康寿命推進課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月6日から施行する。